

名古屋市公報	令和 4年 6月15日 第156号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人

目	次	ページ
告	示	
○ 東山公園展望塔の指定管理者の公募について	(緑土・東山総合公園管理課) (第346号)	4
○ 名古屋市農業文化園及び戸田川緑地の指定管理者の公募について	(緑土・都市農業課) (第347号)	6
○ 稲永公園野鳥観察館指定管理者の公募について	(緑土・都市農業課) (第348号)	9
○ 荒子川公園の指定管理者の公募について	(緑土・緑地利活用課) (第349号)	11
○ 庄内緑地の指定管理者の公募について	(緑土・緑地利活用課) (第350号)	13
○ 白鳥庭園の指定管理者の公募について	(緑土・緑地利活用課) (第351号)	16
○ 名古屋市みどりが丘公園の指定管理者の公募について	(緑土・緑地利活用課) (第352号)	18
○ 名古屋市民会館及び名古屋市音楽プラザの指定管理者の公募	(観光・文化芸術推進課) (第353号)	20
○ 名古屋市芸術創造センターの指定管理者の公募	(観光・文化芸術推進課) (第354号)	23
○ 名古屋市文化小劇場の指定管理者の公募	(観光・文化芸術推進課) (第355号)	25
○ 名古屋市東文化小劇場及び名古屋市民ギャラリー矢田の指定管理者の公募	(観光・文化芸術推進課) (第356号)	28
○ 名古屋市名東文化小劇場及び名古屋市上社レクリエーションルームの指定管理者の公募	(観光・文化芸術推進課) (第357号)	31
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第358号)	34
○ 水防法第14条の 2第 2項第 1号に基づく雨水出水浸水想定区域の指定	(防災・危機管理企画室) (第359号)	36
○ 申請に係る建築協定及び公開による意見の聴取	(住都・建築指導課) (第360号)	39
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課) (第361号)	41
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について	(緑土・緑地管理課) (第362号)	42
○ 車両を乗り入れできる場所の指定について	(緑土・緑地管理課) (第363号)	43

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第364号)	44
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第365号)	46
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第366号)	49
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第367号)	52
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第368号)	53
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第369号)	54
○ 指定代理金融機関の指定	(会計・出納課)	(第370号)	56
○ 名古屋市青少年交流プラザの指定管理者の公募	(子青・青少年家庭課)	(第371号)	57
○ 名古屋市とだがわこどもランド指定管理者の公募	(子青・青少年家庭課)	(第372号)	59
○ 名古屋市議会定例会の招集について	(総務・総務課)	(第373号)	61

選挙管理委員会告示

○ 各種直接請求等に必要な数について	(第3号)	62
--------------------	-------	----

監査委員告示

○ 外部監査人の監査の事務補助について	(第1号)	64
---------------------	-------	----

教育委員会告示

○ 教育委員会臨時会の開催について	(第14号)	65
-------------------	--------	----

上下水道局告示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第8号)	66
----------------------	-------	----

監査公表

○ 令和 4年監査公表	(第4号)	76
-------------	-------	----

外部監査公表

○ 令和 4年外部監査公表	(第2号)	81
---------------	-------	----

公 告

○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告	(環境・廃棄物指導課)	83
○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告	(環境・廃棄物指導課)	84
○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告	(環境・廃棄物指導課)	85

○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告	(環境・廃棄物指導課)	86
○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告	(環境・廃棄物指導課)	87
○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告	(環境・廃棄物指導課)	88
○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告	(環境・廃棄物指導課)	90
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	91
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	94
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	97
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	100
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	102
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	104
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	106

名古屋市告示第 346号

東山公園展望塔の指定管理者の公募について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 3第 1項の規定により、東山公園展望塔の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

東山公園展望塔

(2) 所在地

名古屋市千種区田代町字瓶杵 1番 8号

2 指定管理者が行う業務の範囲

東山公園展望塔の管理運営に関する業務のうち、募集要項等に定めるもの

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトにて公開していますので、ダウンロードしてご覧ください。

ダウンロードページアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000152838.html>

(2) 配布期間

令和 4年 6月 6日（月）午前10時から同年 7月22日（金）午後 5時まで

(3) 応募書類等の受付期間

ア 参加表明書

令和 4年 6月 6日（月）から同年 7月 6日（水）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）は除きます。

イ 指定管理者指定申請書

令和 4年 7月 4日（月）から同月22日（金）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日は除きます。

(4) 受付方法

ア 持参する場合

6の問合せ先へ直接お持ちください。

イ 郵送の場合

6の問合せ先の住所まで送付してください。（締切日必着）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

6 問合せ先

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

〒460-0804 名古屋市千種区東山元町 3丁目70番地

電話番号 （代表）052-782-2111（休園日を除く）

電子メールアドレス higashiyama@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 347号

名古屋市農業文化園及び戸田川緑地の指定管理者の公募について

名古屋市農業文化園条例（平成元年名古屋市条例第13号）第 5条第 1項、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 3第 1項の規定により、名古屋市農業文化園及び戸田川緑地の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市農業文化園及び戸田川緑地

(2) 所在地

ア 名古屋市農業文化園

名古屋市港区春田野二丁目3204番地

イ 戸田川緑地

名古屋市港区春田野一丁目、春田野二丁目、西福田一丁目及び西蟹田並びに名古屋市中川区富永一丁目及び水里一丁目

2 指定管理者が行う業務の範囲

名古屋市農業文化園及び戸田川緑地の管理運営に関する業務のうち、募集要項等に定めるもの

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和 9年 3月31日までの 4年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトにて公開していますので、ダウンロードしてご覧ください。

ダウンロードページアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000153208.html>

(2) 配布期間

令和 4年 6月 6日（月）午前10時から同年 7月22日（金）午後 5時まで

(3) 応募書類等の受付期間

ア 参加表明書

令和 4年 6月 6日（月）から同年 7月 6日（水）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）は除きます。

イ 指定管理者指定申請書

令和 4年 7月 4日（月）から同月22日（金）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日は除きます。

(4) 受付方法

ア 持参する場合

6の問合せ先へ直接お持ちください。

イ 郵送の場合

6の問合せ先の住所まで送付してください。（締切日必着）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

6 問合せ先

名古屋市緑政土木局都市農業課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-4071

電子メールアドレス a2461@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 348号

稲永公園野鳥観察館指定管理者の公募について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 3第 1項の規定により、稲永公園野鳥観察館の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

稲永公園野鳥観察館

(2) 所在地

名古屋市港区野跡四丁目11番 2号（稲永公園内）

2 指定管理者が行う業務の範囲

稲永公園野鳥観察館の管理運営に関する業務のうち、募集要項等に定めるもの

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトにて公開していますので、ダウンロードしてご覧ください。

ダウンロードページアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000153078.html>

(2) 配布期間

令和 4年 6月 6日（月）午前10時から同年 7月22日（金）午後 5時まで

(3) 応募書類等の受付期間

ア 参加表明書

令和 4年 6月 6日（月）から同年 7月 6日（水）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）は除きます。

イ 指定管理者指定申請書

令和 4年 7月 4日（月）から同月22日（金）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日は除きます。

(4) 受付方法

ア 持参する場合

6の問合せ先へ直接お持ちください。

イ 郵送の場合

6の問合せ先の住所まで送付してください。（締切日必着）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

6 問合せ先

名古屋市緑政土木局都市農業課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2499

電子メールアドレス a2461@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 349号

荒子川公園の指定管理者の公募について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 3第 1項の規定により、荒子川公園の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

荒子川公園

(2) 所在地

名古屋市港区遠若町 2丁目、寛政町 4丁目、 5丁目、 6丁目及び 7丁目、
品川町 2丁目、十一屋一丁目及び善進本町

2 指定管理者が行う業務の範囲

荒子川公園の管理運営に関する業務のうち、募集要項等に定めるもの

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトにて公開していますので、ダウンロードしてご覧ください。

ダウンロードページアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000153105.html>

(2) 配布期間

令和 4年 6月 6日（月）午前10時から同年 7月22日（金）午後 5時まで

(3) 応募書類等の受付期間

ア 参加表明書

令和 4年 6月 6日（月）から同年 7月 6日（水）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）は除きます。

イ 指定管理者指定申請書

令和 4年 7月 4日（月）から同月22日（金）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日は除きます。

(4) 受付方法

ア 持参する場合

6の問合せ先へ直接お持ちください。

イ 郵送の場合

6の問合せ先の住所まで送付してください。（締切日必着）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

6 問合せ先

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2492

電子メールアドレス

a2489@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

名古屋市告示第 350号

庄内緑地の指定管理者の公募について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 3第 1項の規定により、庄内緑地の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

庄内緑地

(2) 所在地

名古屋市西区山田町大字上小田井字水方、字赤池、字東古川、字敷地、字大割、字文衛前、字西古川、字中島、字由池、字宮前、字川瀬先、大字中小田井字東野方、字野方、字東末新田、字中野方、字五枚畑、字西蒲、字末新田、字三番割、字重畑、字内畑、字三右エ門裏、字大縄場、字高畑、字堤北下レ、字西堤、字伊瀬林、字寺野、字池畑、字下見取、字北河原、字芳池、字東出、字高土井、字藤島、字拾町、字元屋敷、字西河原、字蒲割、字大根畑及び字西川原

2 指定管理者が行う業務の範囲

庄内緑地の管理運営に関する業務のうち、募集要項等に定めるもの

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトにて公開していますので、ダウンロードしてご覧ください。

ダウンロードページアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000153196.html>

(2) 配布期間

令和 4年 6月 6日（月）午前10時から同年 7月22日（金）午後 5時まで

(3) 応募書類等の受付期間

ア 参加表明書

令和 4年 6月 6日（月）から同年 7月 6日（水）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）は除きます。

イ 指定管理者指定申請書

令和 4年 7月 4日（月）から同月22日（金）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日は除きます。

(4) 受付方法

ア 持参する場合

6の問合せ先へ直接お持ちください。

イ 郵送の場合

6の問合せ先の住所まで送付してください。（締切日必着）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

6 問合せ先

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2492

電子メールアドレス

a2489@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

名古屋市告示第 351号

白鳥庭園の指定管理者の公募について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 3第 1項の規定により、白鳥庭園の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

白鳥庭園

(2) 所在地

名古屋市熱田区熱田西町

2 指定管理者が行う業務の範囲

白鳥庭園の管理運営に関する業務のうち、募集要項等に定めるもの

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトにて公開していますので、ダウンロードしてご覧ください。

ダウンロードページアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000153198.html>

(2) 配布期間

令和 4年 6月 6日（月）午前10時から同年 7月22日（金）午後 5時まで

(3) 応募書類等の受付期間

ア 参加表明書

令和 4年 6月 6日（月）から同年 7月 6日（水）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）は除きます。

イ 指定管理者指定申請書

令和 4年 7月 4日（月）から同月22日（金）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日は除きます。

(4) 受付方法

ア 持参する場合

6の問合せ先へ直接お持ちください。

イ 郵送の場合

6の問合せ先の住所まで送付してください。（締切日必着）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

6 問合せ先

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2492

電子メールアドレス

a2489@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

名古屋市告示第 352号

名古屋市みどりが丘公園の指定管理者の公募について

名古屋市みどりが丘公園条例（昭和63年名古屋市条例第29号）第21条第 1項の規定により、名古屋市みどりが丘公園の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市みどりが丘公園

(2) 所在地

名古屋市緑区鳴海町字笹塚

2 指定管理者が行う業務の範囲

名古屋市みどりが丘公園の管理運営に関する業務のうち、募集要項等に定めるもの

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトにて公開していますので、ダウンロードしてご覧ください。

ダウンロードページアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000153200.html>

(2) 配布期間

令和 4年 6月 6日（月）午前10時から同年 7月22日（金）午後 5時まで

(3) 応募書類等の受付期間

ア 参加表明書

令和 4年 6月 6日（月）から同年 7月 6日（水）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）は除きます。

イ 指定管理者指定申請書

令和 4年 7月 4日（月）から同月22日（金）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日は除きます。

(4) 受付方法

ア 持参する場合

6の問合せ先へ直接お持ちください。

イ 郵送の場合

6の問合せ先の住所まで送付してください。（締切日必着）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

6 問合せ先

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2492

電子メールアドレス

a2489@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

名古屋市告示第 353号

名古屋市民会館及び名古屋市音楽プラザの指定管理者の公募

名古屋市市民会館条例（昭和47年名古屋市条例第42号）第12条及び名古屋市音楽プラザ条例（平成 8年名古屋市条例第17号）第11条の規定により、名古屋市民会館及び名古屋市音楽プラザを一体で管理運営する指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 名古屋市民会館

ア 施設名 名古屋市民会館

イ 所在地 名古屋市中区金山一丁目 5番 1号

(2) 名古屋市音楽プラザ

ア 施設名 名古屋市音楽プラザ

イ 所在地 名古屋市中区金山一丁目 4番10号

2 業務の範囲

- (1) 一般の利用に供すること。
- (2) 使用の許可に関すること。
- (3) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除きます。）に関すること。
- (4) 利用料金に関すること。
- (5) 緊急時対応に関すること。
- (6) 事業計画書に関すること。
- (7) 事業報告書に関すること。

- (8) 管理運営状況の点検・評価に関すること。
- (9) 引継業務に関すること。
- (10) 提案事業に関すること。
- (11) その他必要な指定管理業務

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3175

ファクシミリ番号 052-972-4128

電子メールアドレス a3175@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-24-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 申請書類の受付

ア 受付方法

募集要項等の配布場所へ直接持参してください。

イ 受付期限

令和 4年 8月 5日（金）午後 5時00分

ウ 受付時間

月曜日から金曜日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。）の午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除きます。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

名古屋市告示第 354号

名古屋市芸術創造センターの指定管理者の公募

名古屋市芸術創造センター条例（昭和58年名古屋市条例第13号）第13条の規定により、名古屋市芸術創造センターの指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市芸術創造センター

(2) 所在地

名古屋市東区葵一丁目 3番27号

2 業務の範囲

- (1) 一般の利用に供すること。
- (2) 使用の許可に関すること。
- (3) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除きます。）
に関すること。
- (4) 利用料金に関すること。
- (5) 緊急時対応に関すること。
- (6) 事業計画書に関すること。
- (7) 事業報告書に関すること。
- (8) 管理運営状況の点検・評価に関すること。
- (9) 引継業務に関すること。
- (10) 提案事業に関すること。
- (11) その他必要な指定管理業務

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3175

ファクシミリ番号 052-972-4128

電子メールアドレス a3175@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-24-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 申請書類の受付

ア 受付方法

募集要項等の配布場所へ直接持参してください。

イ 受付期限

令和 4年 8月 5日（金）午後 5時00分

ウ 受付時間

月曜日から金曜日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。）の午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除きます。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

名古屋市告示第 355号

名古屋市文化小劇場の指定管理者の公募

名古屋市文化小劇場条例（平成 3年名古屋市条例第10号）第11条の規定により、名古屋市文化小劇場の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 名古屋市西文化小劇場

ア 施設名 名古屋市西文化小劇場

イ 所在地 名古屋市西区花の木二丁目18番23号

(2) 名古屋市港文化小劇場

ア 施設名 名古屋市港文化小劇場

イ 所在地 名古屋市港区港楽二丁目10番24号

(3) 名古屋市北文化小劇場

ア 施設名 名古屋市北文化小劇場

イ 所在地 名古屋市北区志賀町 4丁目60番地の31

(4) 名古屋市緑文化小劇場

ア 施設名 名古屋市緑文化小劇場

イ 所在地 名古屋市緑区乗鞍二丁目 223番地の 1

(5) 名古屋市熱田文化小劇場

ア 施設名 名古屋市熱田文化小劇場

イ 所在地 名古屋市熱田区神宮三丁目 1番15号

(6) 名古屋市昭和 cultura 小劇場

ア 施設名 名古屋市昭和 cultura 小劇場

イ 所在地 名古屋市昭和区花見通 1丁目41番地の 2

2 業務の範囲

- (1) 一般の利用に供すること。
- (2) 使用の許可に関する事。
- (3) 施設の維持管理及び修繕（原形をばずる修繕及び模様替を除きます。）に関する事。
- (4) 利用料金に関する事。
- (5) 緊急時対応に関する事。
- (6) 地域の文化振興を図るための事業に関する事。
- (7) 事業計画書に関する事。
- (8) 事業報告書に関する事。
- (9) 管理運営状況の点検・評価に関する事。
- (10) 引継業務に関する事。
- (11) 提案事業に関する事。
- (12) その他必要な指定管理業務

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

4 公募に関する書類の配布場所等

- (1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3175

ファクシミリ番号 052-972-4128

電子メールアドレス a3175@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-24-0-0>

-0-0-0-0-0.html

(2) 申請書類の受付

ア 受付方法

募集要項等の配布場所へ直接持参してください。

イ 受付期限

令和 4年 8月 5日（金）午後 5時00分

ウ 受付時間

月曜日から金曜日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。）の午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除きます。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

名古屋市告示第 356号

名古屋市東文化小劇場及び名古屋市民ギャラリー矢田の指定管理者の公募

名古屋市文化小劇場条例（平成 3年名古屋市条例第10号）第11条及び名古屋市民ギャラリー条例（平成 3年名古屋市条例第14号）第11条の規定により、名古屋市東文化小劇場及び名古屋市民ギャラリー矢田を一体で管理運営する指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 名古屋市東文化小劇場

ア 施設名 名古屋市東文化小劇場

イ 所在地 名古屋市東区大幸南一丁目 1番10号 カルポート東

(2) 名古屋市民ギャラリー矢田

ア 施設名 名古屋市民ギャラリー矢田

イ 所在地 名古屋市東文化小劇場に同じ

2 業務の範囲

- (1) 一般の利用に供すること。
- (2) 使用の許可に関すること。
- (3) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除きます。）に関すること。
- (4) 利用料金に関すること。
- (5) 緊急時対応に関すること。
- (6) 地域の文化振興を図るための事業に関すること（劇場のみ）。

- (7) 事業計画書に関すること。
- (8) 事業報告書に関すること。
- (9) 管理運営状況の点検・評価に関すること。
- (10) 引継業務に関すること。
- (11) 提案事業に関すること。
- (12) その他必要な指定管理業務

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3175

ファクシミリ番号 052-972-4128

電子メールアドレス a3175@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-24-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 申請書類の受付

ア 受付方法

募集要項等の配布場所へ直接持参してください。

イ 受付期限

令和 4年 8月 5日（金）午後 5時00分

ウ 受付時間

月曜日から金曜日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。）の午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除

きます。)

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

名古屋市告示第 357号

名古屋市名東文化小劇場及び名古屋市上社レクリエーションルームの指定管理者の公募

名古屋市文化小劇場条例（平成 3年名古屋市条例第10号）第11条及び名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）第 8条の規定により、名古屋市名東文化小劇場及び名古屋市上社レクリエーションルームを一体で管理運営する指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 名古屋市名東文化小劇場

ア 施設名 名古屋市名東文化小劇場

イ 所在地 名古屋市名東区上社一丁目 802番地 上社ターミナルビル

(2) 名古屋市上社レクリエーションルーム

ア 施設名 名古屋市上社レクリエーションルーム

イ 所在地 名古屋市名東文化小劇場に同じ

2 業務の範囲

(1) 名古屋市名東文化小劇場

ア 一般の利用に供すること。

イ 使用の許可に関すること。

ウ 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除きます。）に関すること。

エ 利用料金に関すること。

オ 緊急時対応に関すること。

- カ 地域の文化振興を図るための事業に関する事。
- キ 事業計画書に関する事。
- ク 事業報告書に関する事。
- ケ 管理運営状況の点検・評価に関する事。
- コ 引継業務に関する事。
- サ 提案事業に関する事。
- シ その他必要な指定管理業務

(2) 名古屋市上社レクリエーションルーム

- ア 一般の利用及び事業の実施に関する事。
- イ 使用の許可に関する事。
- ウ 施設の利用料金に関する事。
- エ 維持管理及び修繕（原形をばずる修繕及び模様替を除きます。）に関する事。
- オ 緊急時対応に関する事。
- カ 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関する事。
- キ 事業計画書及び事業報告書等の提出に関する事。
- ク 指定管理者の引継ぎに関する事。
- ケ その他市が定める業務

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3175

ファクシミリ番号 052-972-4128

電子メールアドレス a3175@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードする

ことができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-24-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 申請書類の受付

ア 受付方法

募集要項等の配布場所へ直接持参してください。

イ 受付期限

令和 4年 8月 5日（金）午後 5時00分

ウ 受付時間

月曜日から金曜日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。）の午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除きます。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課文化施設係

名古屋市告示第 358号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 4年 6月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
原 美恵子 名古屋市港区宝神二丁目 402番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区西蟹田1013番、畑、356.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 令和 4年 7月 1日から令和 7年 6月30日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
59,374.25平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 240日、農業従事者：10人
 - (3) 農機具の保有状況
トラクター： 2、田植機： 2、管理機： 3、コンバイン： 1
バインダー： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 359号

水防法第14条の 2第 2項第 1号に基づく雨水出水浸水想定区域の
指定

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条の 2第 2項第 1号の規定に基づき、
雨水出水浸水想定区域を指定します。

令和 4年 6月 8日

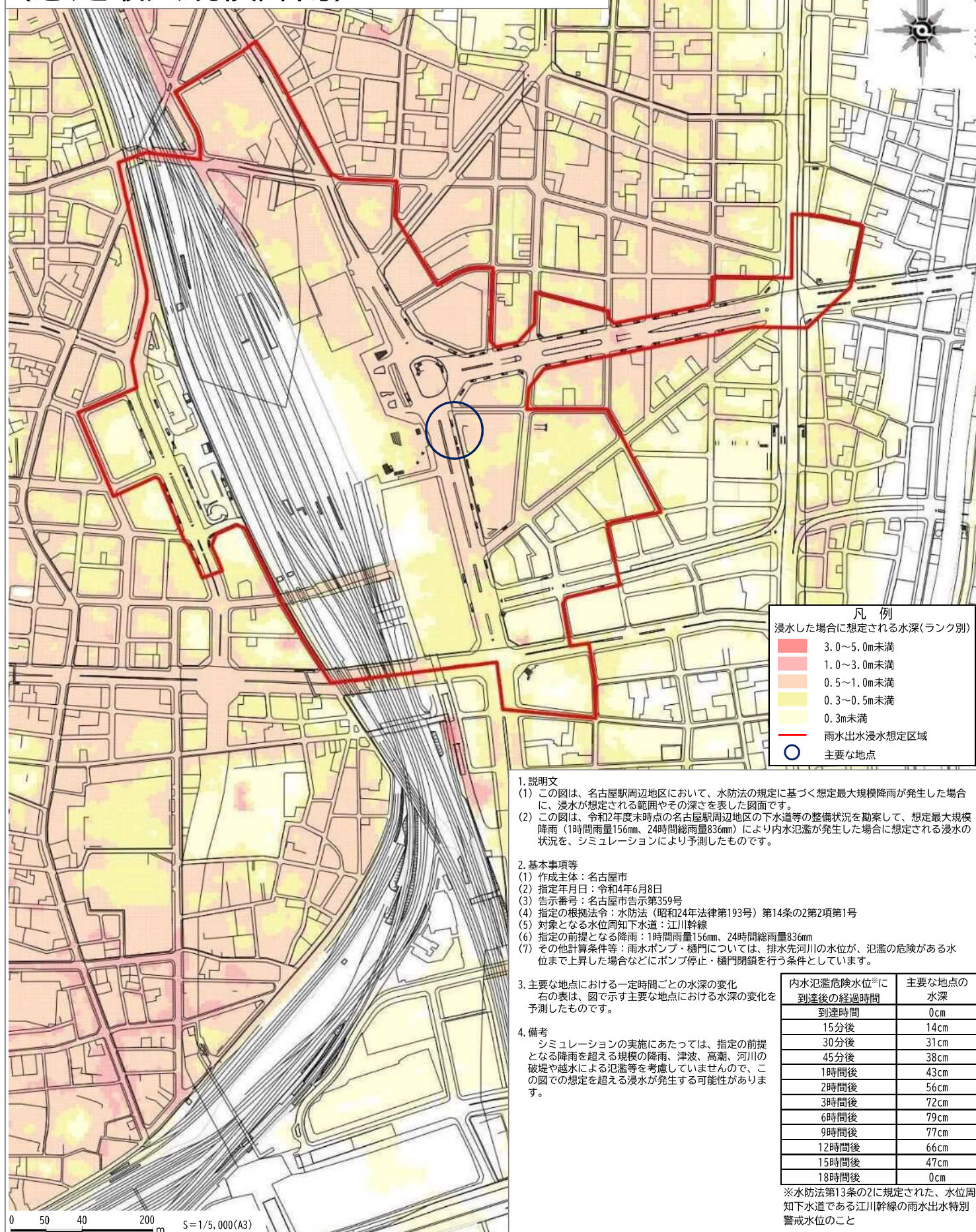
名古屋市長 河 村 た か し

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条の 2第 2項第 1号の規定に基づく雨
水出水浸水想定区域の指定は、水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第
5条各号に基づく、次の事項を明らかにしてするものとする。

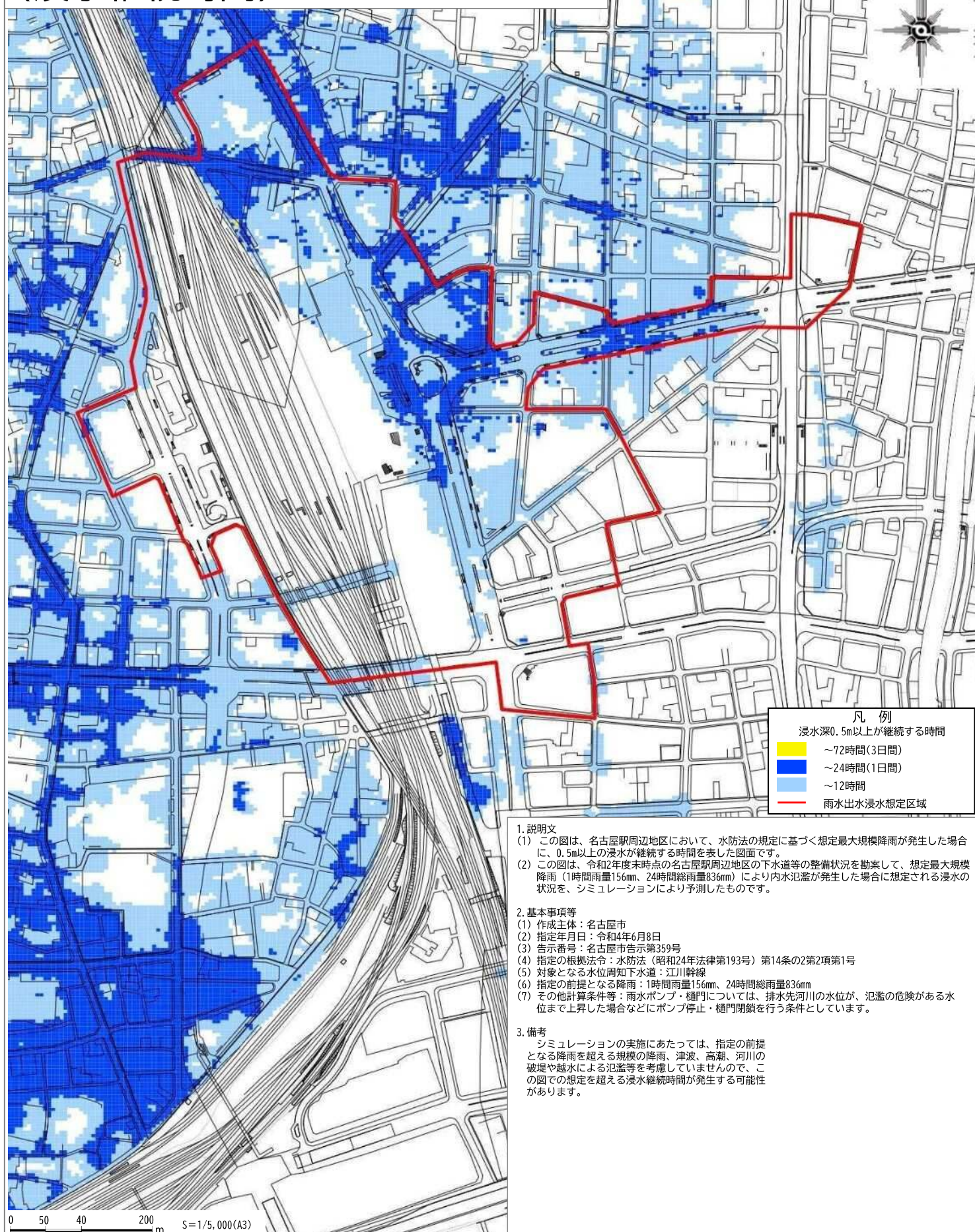
- 1 指定の区域
第 1附図
- 2 浸水した場合に想定される水深
第 1附図
- 3 浸水継続時間
第 2附図

名古屋市防災危機管理局危機管理企画室

江川幹線 雨水出水浸水想定区域図 (想定最大規模降雨)



江川幹線 雨水出水浸水想定区域図 (浸水継続時間)



名古屋市告示第 360 号

申請に係る建築協定及び公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第70条第 1 項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により公告するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第 1 項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 9 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

穂波町建築協定

2 建築協定区域

名古屋市千種区穂波町二丁目40番 外

3 縦覧期間

令和 4 年 6 月 9 日から同年 7 月 6 日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

6 意見の聴取会における聴取事項

穂波町建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和4年7月7日（木） 午後2時00分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西12E会議室（名古屋市役所西庁舎12階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 361 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 4 年 6 月 9 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 定期検査を行う区域
昭和区

- 2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

- 3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
7 月 11 日（月）	滝川コミュニティセンター（第 2 会議室）
7 月 21 日（木）	広路小学校（正門：特別活動室）
7 月 28 日（木）	鶴舞小学校（正門：体育館）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 362号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 4年 6月10日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 有料公園施設等の名称
ガーデンプラザ（荒子川公園）

- 2 変更内容

令和 4年 6月13日（月）及び同月15日（水）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 363号

車両を乗り入れできる場所の指定について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 4条第 1項第11号に規定する車両を乗り入れできる場所について、次のとおり臨時に指定します。

令和 4年 6月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 場所

名城公園

都市計画道路 3・2・42大津町線から入り、二の丸東門を経て、愛知県体育館北側を通り、二の丸西門に至る園路

2 期間

令和 4年 7月10日（日）から同月24日（日）まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 364号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 4年 6月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ふわりもの忘れと こころのクリニッ ク名古屋	名古屋市北区如意三丁目 108番地の 1	令和 4年 4月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
いなぐま歯科	名古屋市南区本城町 3丁目 3番地	令和 4年 2月 2日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
けんぶんかん薬局	名古屋市千種区今池一丁目 2番 7号	令和 4年 3月 1日
ポトス薬局によい店	名古屋市北区如意三丁目 108番地の2	令和 4年 4月12日
調剤薬局 a m a n o 伏見店	名古屋市中区錦一丁目20番10号	令和 4年 4月 1日
スマイル薬局	名古屋市名東区牧の原三丁目1202番地	令和 4年 2月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
パブリカこころの 訪問看護ステーション名駅さこう	名古屋市西区則武新町四丁目 4番19号	令和 4年 4月 1日
訪問看護ありがとう	名古屋市天白区向が丘三丁目1306番地	令和 4年 4月 1日
ナースコール野並	名古屋市天白区野並三丁目 235番地	令和 4年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 365号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 6月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	榆の木ファミリークリニック	
所 在 地	旧	名古屋市北区平安二丁目24番68号
	新	名古屋市北区平安二丁目24番58号
変 更 年 月 日	令和 4年 3月 1日	

2 歯科

医 療 機 関 名	わんぱく歯科	
所 在 地	旧	名古屋市千種区今池三丁目 4番18号
	新	名古屋市千種区今池三丁目18番12号
変 更 年 月 日	令和 4年 2月10日	

3 薬局

医 療 機 関 名	スギ薬局極楽店	
所 在 地	旧	名古屋市名東区極楽二丁目 122番地の 1
	新	名古屋市名東区高針台二丁目1403番地の 1
変 更 年 月 日	令和 4年 3月24日	

4 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	旧	あんしん看護ステーションうちやま
	新	めぐらす訪問看護内山
所 在 地	名古屋市千種区内山二丁目16番 3号	
変 更 年 月 日	令和 4年 2月 1日	

医 療 機 関 名	旧	ソフィア訪問看護ステーション千種
	新	ソフィアメディ訪問看護ステーション千種
所 在 地	名古屋市千種区北千種一丁目41番10号	
変 更 年 月 日	令和 4年 4月 1日	

医 療 機 関 名	旧	ソフィア訪問看護ステーション名北
	新	ソフィアメディ訪問看護ステーション名北
所 在 地	名古屋市北区西味簀一丁目 412番地	
変 更 年 月 日	令和 4年 4月 1日	

医 療 機 関 名	旧	ソフィア訪問看護ステーション名西
	新	ソフィアメディ訪問看護ステーション名西
所 在 地	名古屋市西区児玉三丁目 7番18号	
変 更 年 月 日	令和 4年 4月 1日	

医 療 機 関 名	旧	ソフィア訪問看護ステーション瑞穂
	新	ソフィアメディ訪問看護ステーション瑞穂
所 在 地	名古屋市瑞穂区萩山町 3丁目33番地	

変 更 年 月 日	令和 4年 4月 1日
-----------	-------------

医 療 機 関 名	優輪訪問看護ステーション	
所 在 地	旧	名古屋市守山区脇田町1701番地の 1
	新	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1638番地の 2
変 更 年 月 日	令和 4年 3月15日	

医 療 機 関 名	旧	ソフィア訪問看護ステーション名東
	新	ソフィアメディ訪問看護ステーション名東
所 在 地	名古屋市名東区代万町 1丁目49番地	
変 更 年 月 日	令和 4年 4月 1日	

医 療 機 関 名	旧	ソフィア訪問看護ステーション天白
	新	ソフィアメディ訪問看護ステーション天白
所 在 地	名古屋市天白区向が丘一丁目1301番地	
変 更 年 月 日	令和 4年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 366号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 6月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
しらかべ耳鼻科・ 小児科	名古屋市東区芳野一丁目 2番 1号	令和 4年 4月 1日
林整形外科	名古屋市東区矢田二丁目 9番10号	令和 4年 4月 1日
森本医院	名古屋市熱田区大宝四丁目 7番 7号	令和 4年 3月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日

いなぐま歯科	名古屋市南区本城町 3丁目 3番地	令和 4年 2月 2日
--------	-------------------	-------------

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
エムハート薬局自由ヶ丘店	名古屋市千種区徳川山町 5丁目 1番 2号	令和 4年 4月 1日
天満堂薬局	名古屋市千種区天満通 1丁目43番地の 1	令和 4年 4月 1日
マルミ薬局大曾根店	名古屋市東区東大曾根町22番 7号	令和 4年 4月 1日
有限会社葵千種薬局	名古屋市東区葵三丁目24番 2号	令和 4年 4月 1日
くるまみち調剤薬局	名古屋市東区筒井三丁目26番27号	令和 4年 4月 1日
エムハート薬局たばた店	名古屋市北区田幡二丁目 9番25号	令和 4年 4月 1日
ユニファーマシー こうのみ薬局	名古屋市西区香呑町 6丁目50番地	令和 4年 4月 1日
エムハート薬局名 駅店	名古屋市中村区椿町 1番16号	令和 4年 4月 1日
エムハート薬局大 名古屋ビルディング 店	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	令和 4年 4月 1日
丸八薬局有限会社	名古屋市中区錦二丁目16番 6号	令和 3年12月 1日
コスモス調剤薬局 伏見店	名古屋市中区栄二丁目 1番 1号	令和 4年 4月 1日

エムハート薬局ひ ばりがおか店	名古屋市瑞穂区彌富町字紅葉園 6番 地の14	令和 4年 4月 1日
松下薬局	名古屋市中川区吉津三丁目1403番地	令和 4年 4月 1日
調剤薬局とまと港 店	名古屋市港区多加良浦町 5丁目 1番 地の 1	令和 4年 4月 1日
エムハート薬局こ うえい店	名古屋市港区港栄四丁目 3番 5号	令和 4年 4月 1日
サンシバタ薬局	名古屋市南区寺崎町13番12号	令和 4年 4月 1日
エムハート薬局ア クロス小幡店	名古屋市守山区小幡南一丁目24番10 号	令和 4年 4月 1日
中日調剤薬局小幡 緑地店	名古屋市守山区小幡三丁目 1番 2号	令和 4年 2月18日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 367号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4月 6月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションよつ葉守山	名古屋市守山区新守西 303番地	令和 4年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 368号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 6月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
観月診療所	名古屋市千種区山門町 2丁目83番地の 3	令和 4年 4月 1日
こんどうメンタルクリニック	名古屋市千種区末盛通 3丁目 6番地	令和 4年 4月 1日
鵜飼医院	名古屋市中村区大秋町 3丁目36番地の 3	令和 2年12月31日
篠の風クリニック	名古屋市緑区篠の風二丁目 424番地の 1	令和 4年 2月15日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 6月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中村区岩塚町字一軒立切20番 1の一部、字杵脇 1番 1の一部及び
61番 2の一部、字五反田 1番 1の一部、字高道 1番 1の一部、字茶ノ木島
1番 5の一部、字流レ 1番の一部並びに字西枝 1番10及び 1番13

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

一・一—ジクロロエチレン

一・二—ジクロロエチレン

テトラクロロエチレン

一・一・一—トリクロロエタン

トリクロロエチレン

六価クロム化合物

シアン化合物

鉛及びその化合物

^ひ砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

シアン化合物

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 370号

指定代理金融機関の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235条第 2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 168条第 3項の規定による本市の指定代理金融機関は、次のとおりです。

令和 4年 6月 10日

名古屋市長 河 村 た か し

金融機関名	取り扱う事務の範囲
株式会社ゆうちょ銀行	住民税非課税世帯等に対する臨時特別 給付金に係る支払事務

名古屋市会計室出納課

名古屋市告示第 371 号

名古屋市青少年交流プラザの指定管理者の公募

名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号。以下「条例」という。）第12条第 1項の規定により、名古屋市青少年交流プラザの指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

- (1) 名古屋市青少年交流プラザ 名古屋市北区柳原三丁目 6番 8号
- (2) 名古屋市青少年宿泊センター 名古屋市緑区大高町字蝮池 4番地の 6

2 業務の範囲

- (1) 条例第 2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 施設の使用の許可に関すること。
- (3) 施設の使用料の徴収に関すること。
- (4) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。
- (5) その他市長が定める業務

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

- (1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先
名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3258

ファクシミリ番号 052-972-4439

電子メールアドレス a3258@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 4年 6月10日（金）から同年 8月 5日（金）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000153649.html>

(3) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和 4年 8月 1日（月）から同月 5日（金）までの午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）。ただし、名古屋市の休日を除きます。

イ 受付方法

前日までに連絡の上、4(1) の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

6 その他

1に示した 2施設を一体的に管理運営する指定管理者を募集します。

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 372 号

名古屋市とだがわこどもランド指定管理者の公募

名古屋市とだがわこどもランド条例（平成 8年名古屋市条例第12号。以下「条例」という。）第12条第 1項の規定により、名古屋市とだがわこどもランド（以下「こどもランド」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市とだがわこどもランド

(2) 所在地

名古屋市港区春田野一丁目3616番地

2 業務の範囲

- (1) 条例第 2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) こどもランドの施設の使用の許可に関すること。
- (3) こどもランドの施設の使用料の徴収に関すること。
- (4) こどもランドの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。
- (5) その他市長が定める業務

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3257

ファクシミリ番号 052-972-4439

電子メールアドレス a3258@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 4年 6月10日（金）から同年 8月 5日（金）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000153634.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期間

令和 4年 8月 1日（月）から同月 5日（金）までの午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）。ただし、名古屋市の休日を除きます。

イ 受付方法

前日までに連絡の上、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 373 号

名古屋市議会定例会の招集について

令和 4 年 6 月 17 日 午前 11 時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和 4 年 6 月 10 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市選挙管理委員会告示第3号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和4年6月10日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,788 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,171 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,687 人	熱 田 区	18,296 人
東 区	22,452 人	中 川 区	60,068 人
北 区	45,484 人	港 区	38,535 人
西 区	41,105 人	南 区	37,117 人
中 村 区	37,787 人	守 山 区	47,620 人
中 区	24,961 人	緑 区	67,036 人
昭 和 区	28,659 人	名 東 区	43,491 人
瑞 穂 区	29,837 人	天 白 区	43,659 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

314,894 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市監査委員告示第 1号

外部監査人の監査の事務補助について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の32第 2項の規定により、外部監査人大橋正明の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和 4年 6月 8日

名古屋市監査委員	西 川 ひさし
同	山 田 昌 弘
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

氏 名	住 所	補助できる期間
道家 秀幸	岐阜県岐阜市香蘭 2丁目90番地 BELISTA岐阜香蘭1104号室	告示の日から令和 5年 3月31日まで
内田 充幸	愛知県瀬戸市仲切町73番地の 3	
杉山 真希	名古屋市天白区池見二丁目 136番地の 1	
草田 由紀	愛知県稲沢市小沢三丁目19番 8号	
吉野 公美	愛知県岡崎市天白町字郷西49番地52	
臼井 和樹	名古屋市西区幅下二丁目20番24号 ディアレイシャス浅間町 301号	
小川 颯太	岐阜県多治見市大原町11丁目 7番地の17	
柴山 健太郎	愛知県北名古屋市九之坪天下地27番地	

名古屋市監査事務局特別監査室

名古屋市教育委員会告示第14号

教育委員会臨時会の開催について

令和4年6月7日午後5時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和4年6月6日

名古屋市教育委員会教育長職務代理者 西 淵 茂 男

令和4年度一般会計補正予算について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第8号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和4年6月30日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月10日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和4年7月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
東 区	矢 田 四 丁 目		一部	北区名城一丁目 名古屋市上下水道局 名城水処理センター
西 区	枇杷島三丁目		〃	中村区岩塚町 名古屋市上下水道局 岩塚水処理センター
中川区	水 里 二 丁 目		〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
守山区	幸 心 二 丁 目		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
	幸 心 三 丁 目		〃	〃
緑 区	鹿 山 三 丁 目		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター

	鳴 海 町	向田	〃	〃
	諸 の 木 二 丁 目		〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

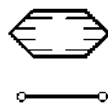
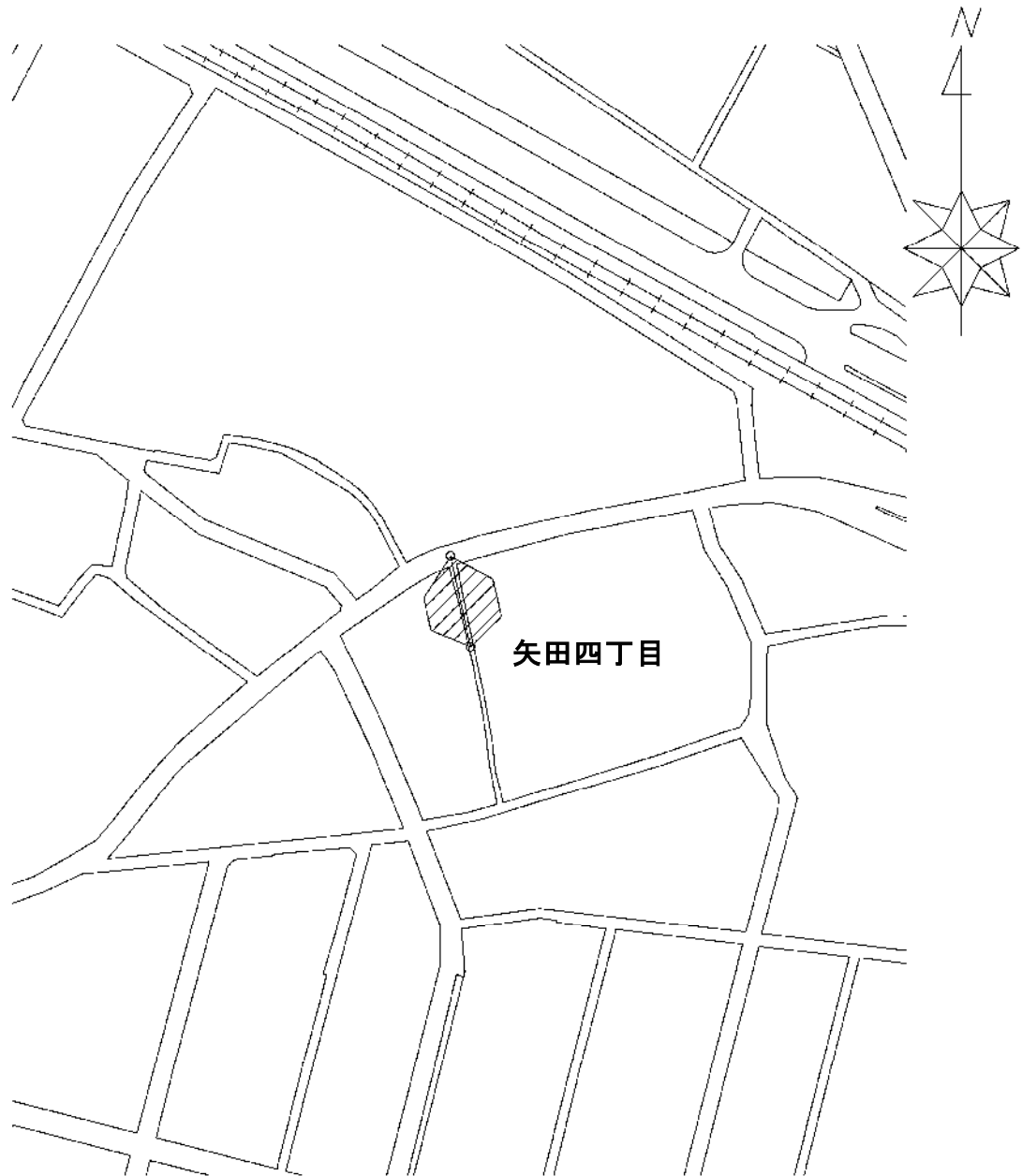
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合 流 式	東区 西区 守山区
分 流 式	中川区 緑区

排水施設の位置図

東区（合流式）

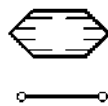
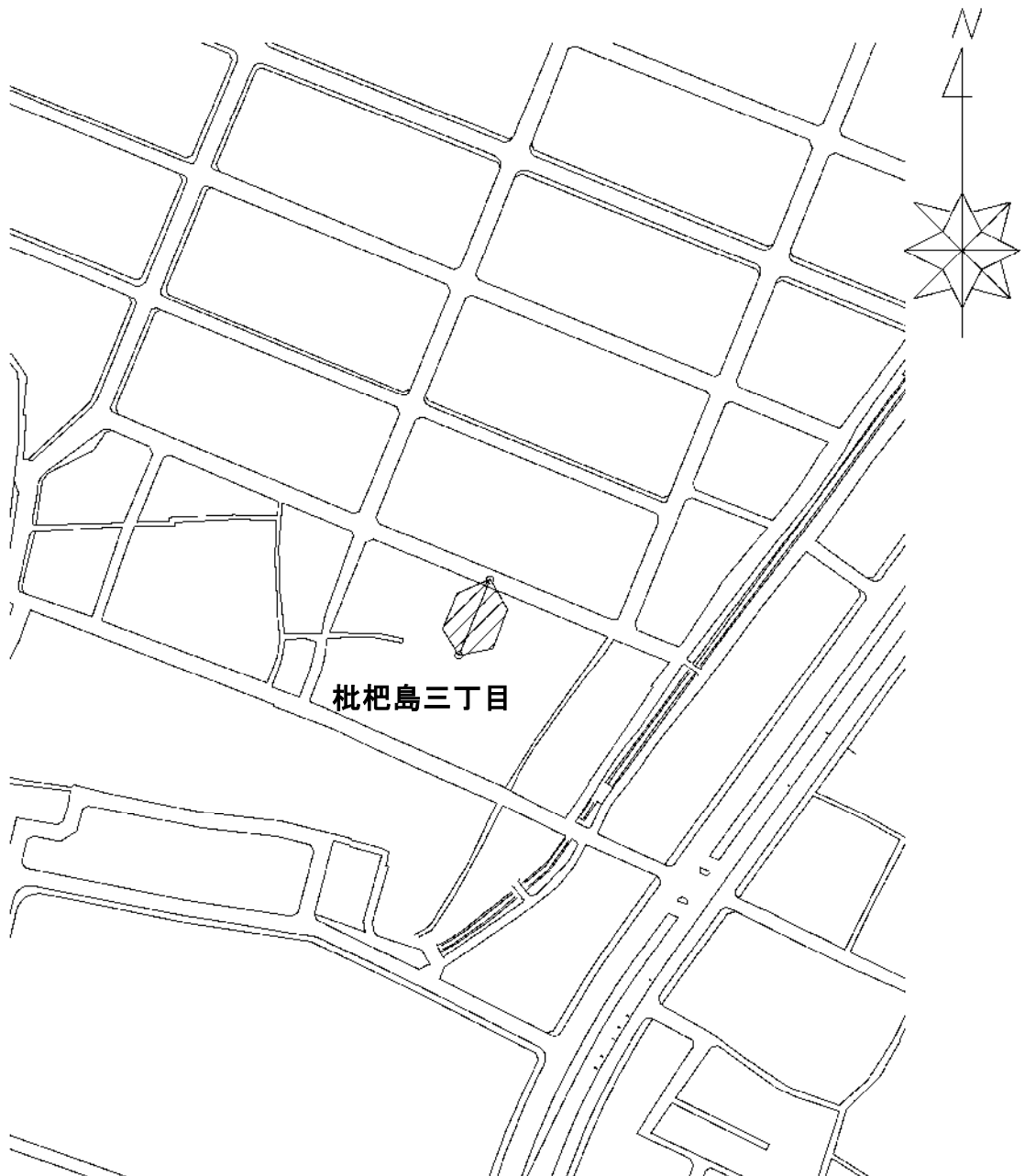


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

西区（合流式）

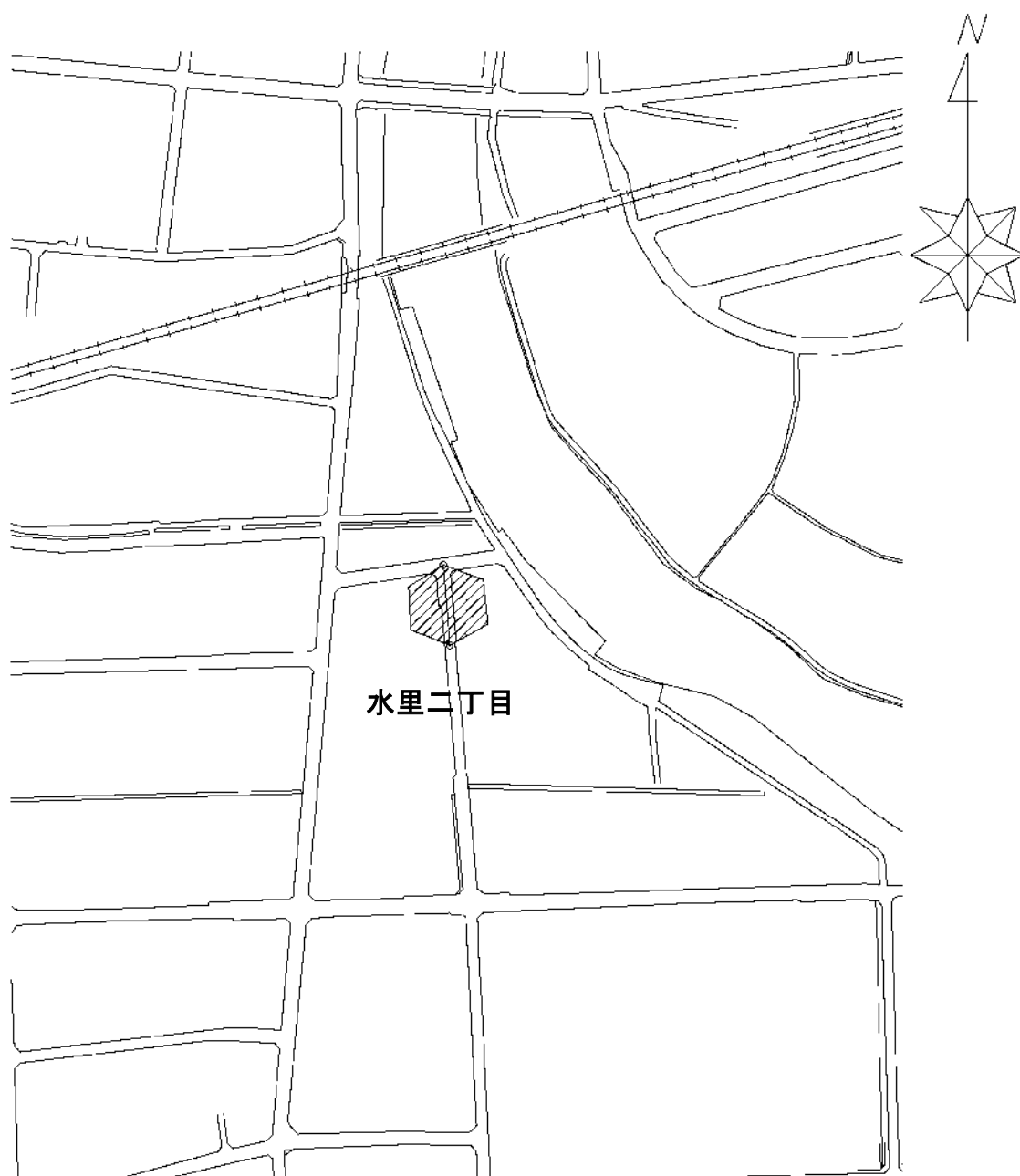


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

中川区（分流式）

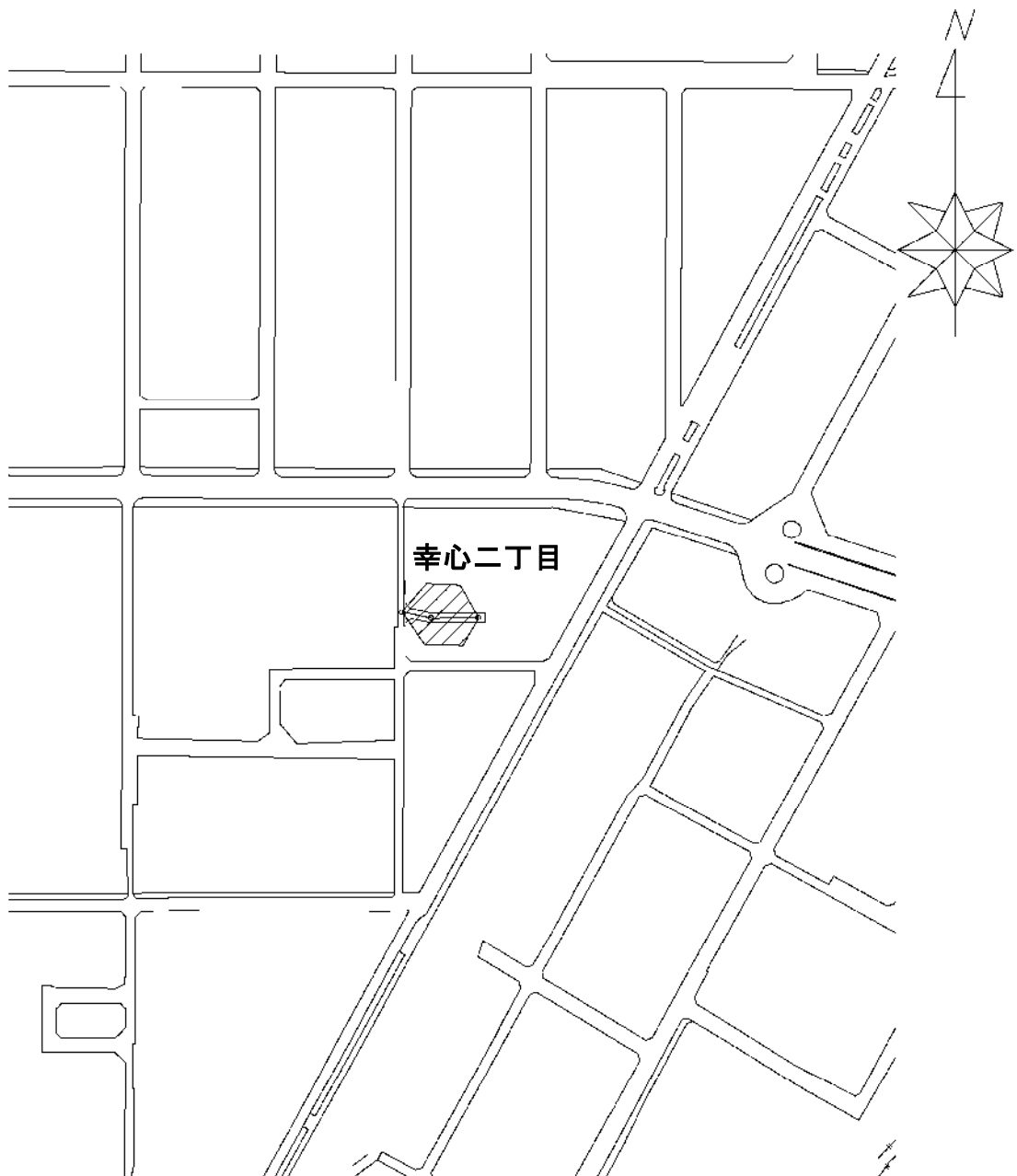


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（合流式）No. 1

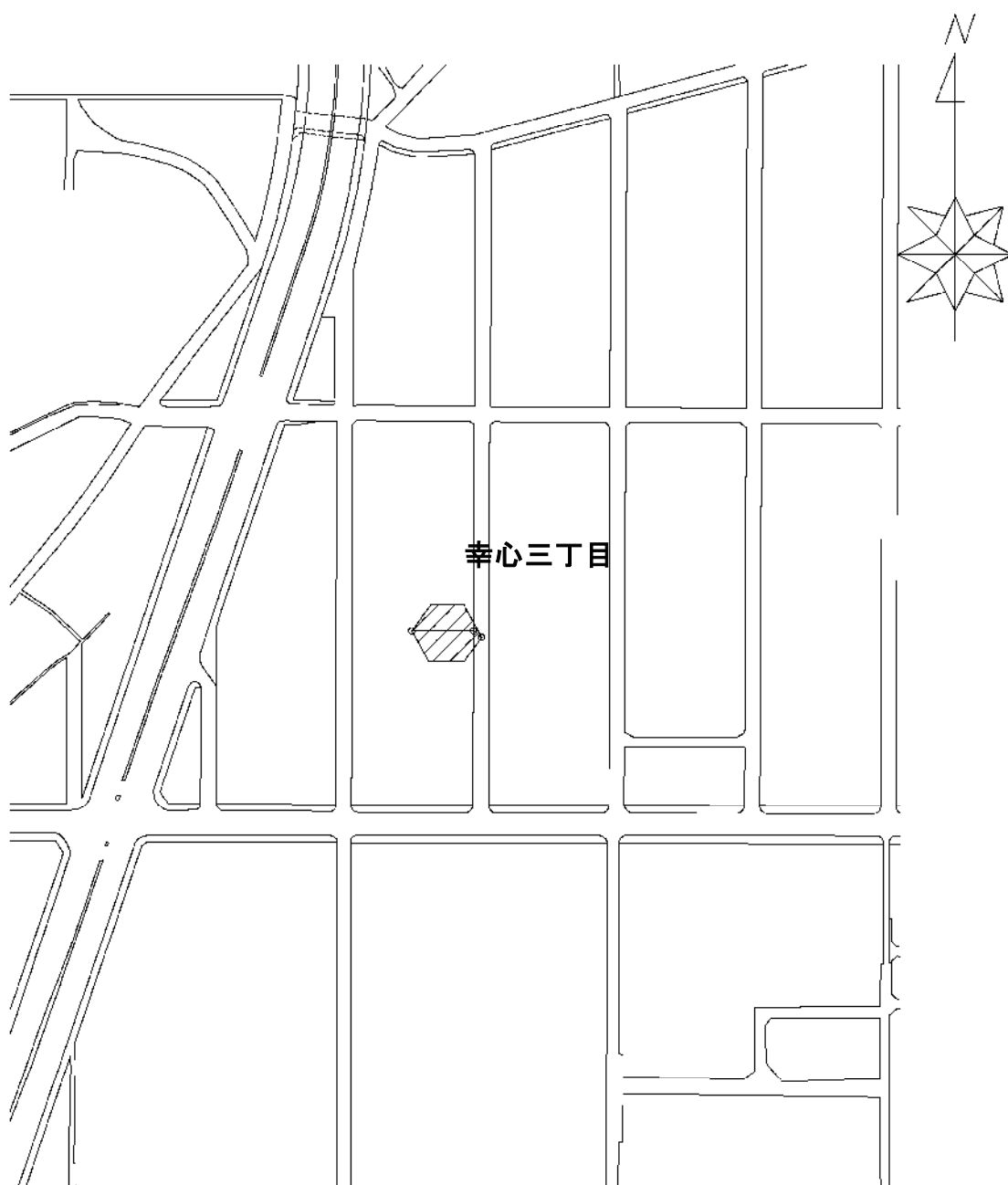


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（合流式）No. 2

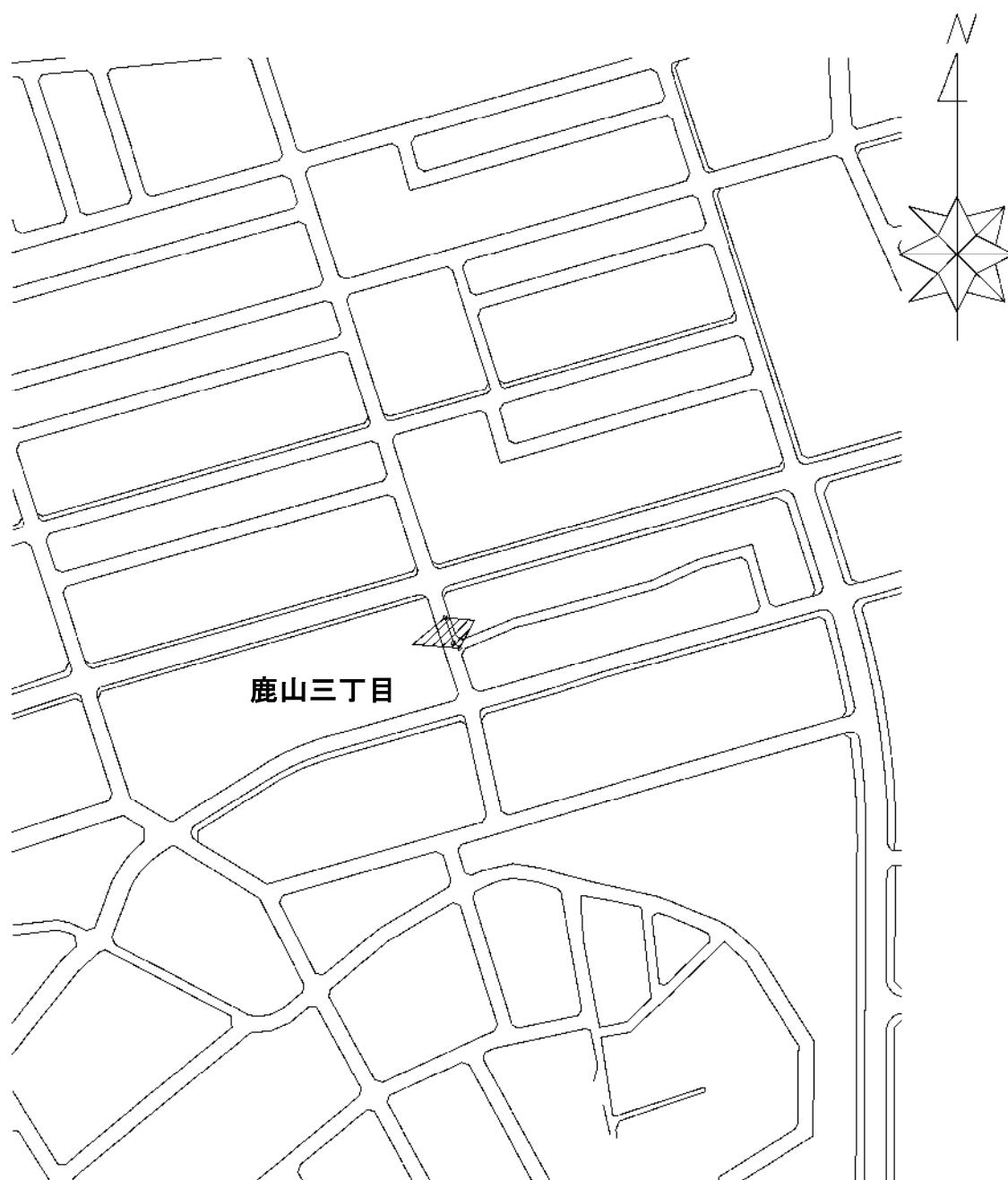


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1

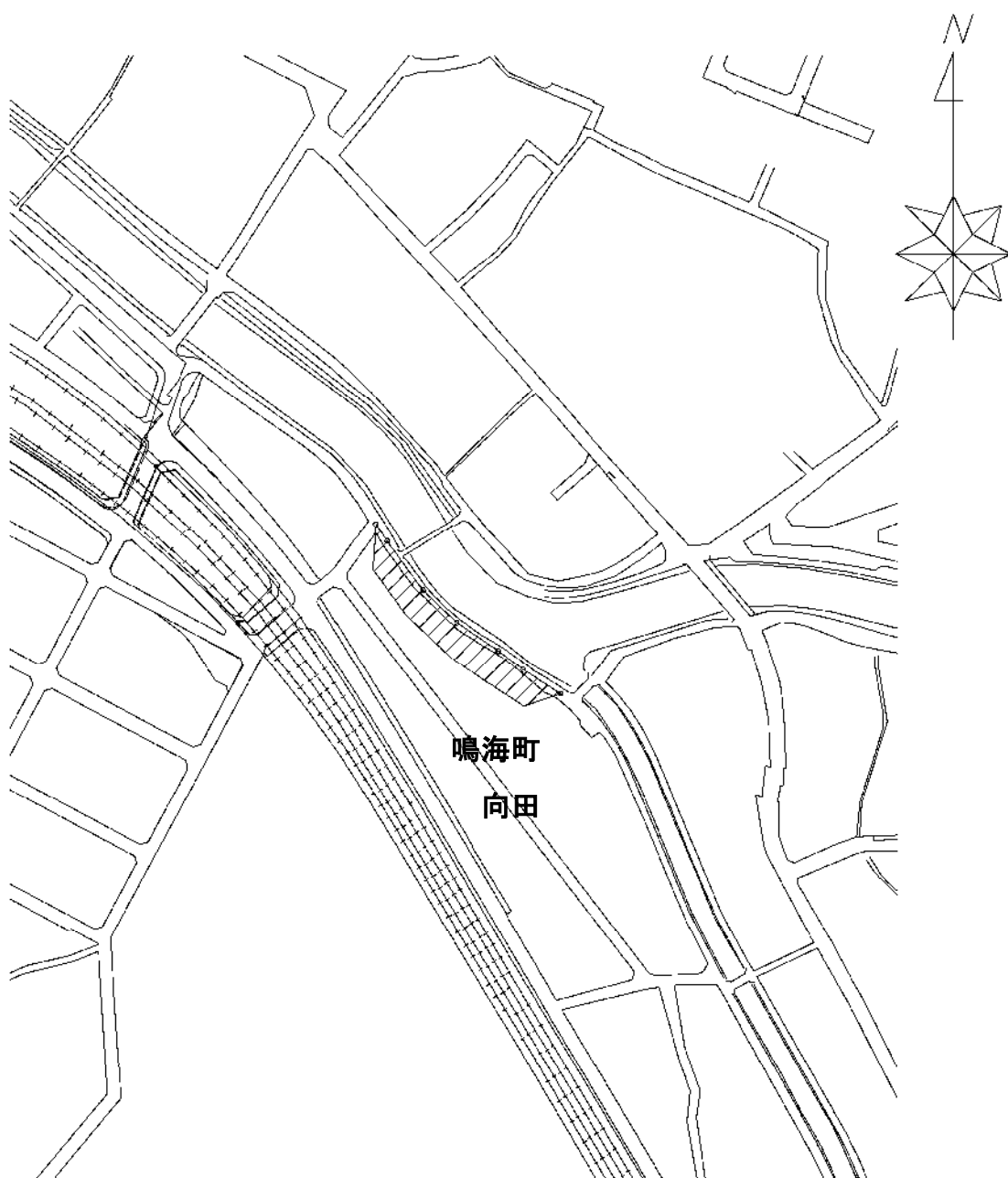


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2

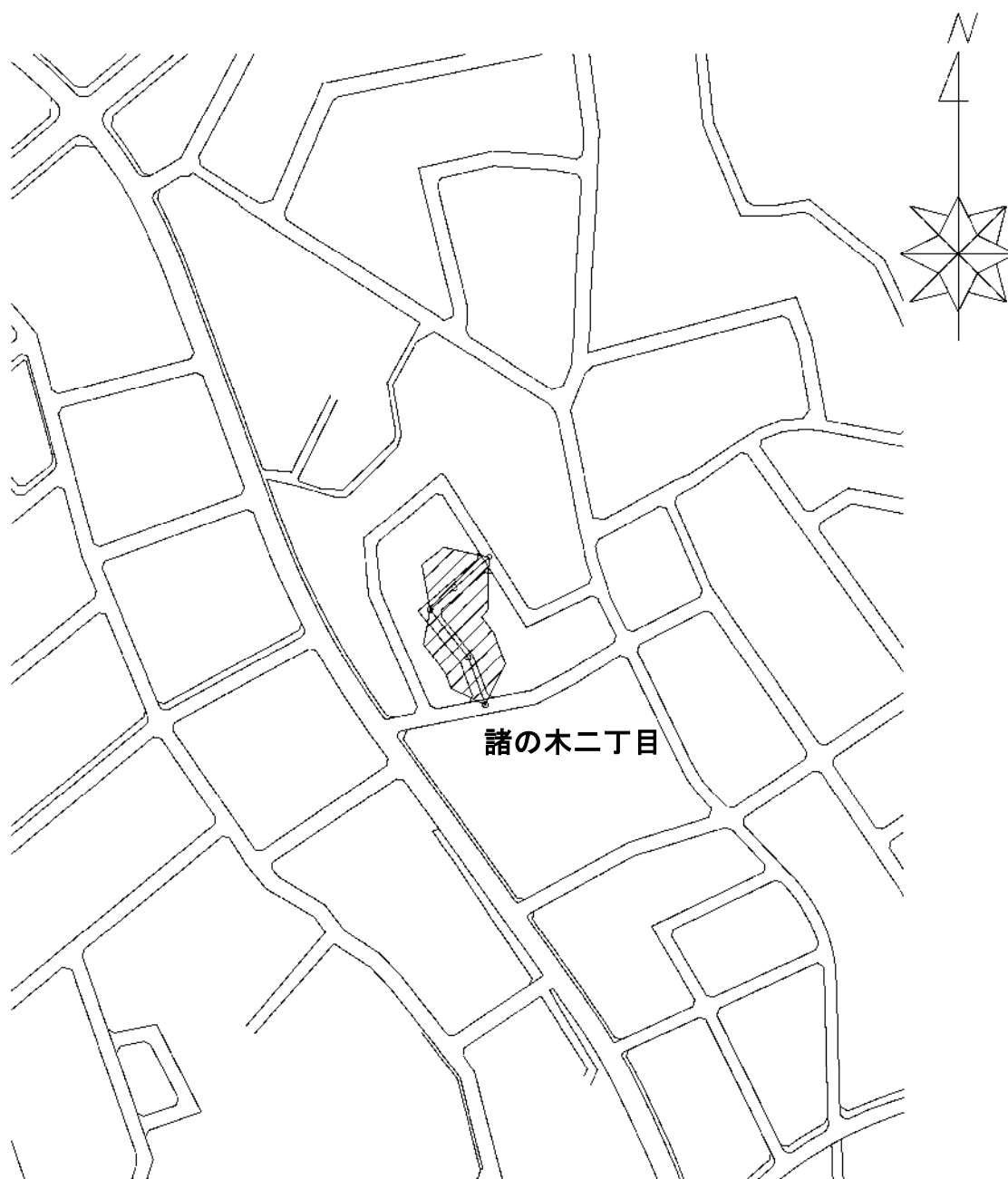


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 3



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

令和 4 年監査公表第 4 号

地方自治法第 199 条第14項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 4 年 6 月 8 日

名古屋市監査委員	西 川 ひさし
同	山 田 昌 弘
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

令和 3 年監査報告第 3 号関係分（令和 3 年 9 月 9 日報告）

緑政土木局（工事）

（令和 4 年 2 月 28 日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1(1)	鋼管支柱の地際部の腐食について（設計） 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成26年 6月、国土交通省）では、腐食による劣化などを防ぐため、構造上重要な金属支柱は、腐食しやすい部分に防食保護材や防食塗料などの対策を行うと定めている。緑政土木局の公園・街路樹設計のてびきでは、基礎部分の処理として、地面との接触部が腐食しやすくなるので、接触部に防食テープなどを施す必要があるとしている。または、工事共通構造図では、公園遊具や道路付属施設等の鋼管支柱の基礎の場合は、基礎と支柱との接合部を地表に露出させれば腐食のリスクを低減し、目視でも腐食の状況が確認できるとされている。 「露橋公園整備工事」では、公園内にあるバスケットコートを整備する工事を行っていた。バスケットゴールを確認したところ、支柱が鋼管であったにもかかわらず腐食しやすい地面との接触部に防食テープなどを施していなかった。また、支柱と基礎の接合部は地下に埋める構造であり、さらに地表面は、雨水が浸透する透水性舗装のため、コンクリート基礎上面で雨水が滞留し腐食が助長される構造であった。 当該バスケットゴールの地際部については、防食対策を施すよう是正されたい。また、鋼管支柱を設置する場合は、地面との接触部で腐食のリスクがあること、透水性舗装など地表面の条件により、そのリスクが高くなることを十分理解し、防食対策を考慮した設計とされたい。（中川土木事務所）	本件は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針並びに公園・街路樹設計のてびきに定められている金属支柱の地際の防食処理について十分に理解していなかったことが原因で発生しました。現地の処置については、令和 3年 9月にバスケットゴール支柱の地際部に防食テープを施しました。 今後は、工事の設計・監督する職員が防食処理について十分に理解し、また、地表面の状況を考慮した設計を行い、工事の品質確保や向上に努めてまいります。（中川土木事務所） 金属支柱を用いた構造について、各土木事務所へ腐食への配慮をした設計を徹底するよう、令和 4年 3月10日に開催の維持係長会で周知を行い、安全に安心して利用できる施設の設計となるよう努めます。（緑地事業課） 令和 3年 9月21日に技術指導課から緑政土木局職員へ監査報告書をメール送付し周知しました。また、令和 3年 10月 1日には、技術指導課が発行する局内向けデジタル情報誌に指摘事項を掲載すると共に、緑政土木局職員にメールでも配信し注意喚起しました。（技術指導課）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1(2)	中間検査の実施について（施工） 工事の中間検査については、名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱並びに中間検査実施基準において、大規模（当初請負金額が1億円以上）かつ工期が6か月以上の工事について実施することとしている。 「落合橋補修工事（その2）県道岩崎名古屋線舗装道補修工事（瑞3）舗装道補修工事（瑞6）交通安全施設整備工事（瑞9）」は、当初請負金額が147,396,700円、工期が6か月13日の工事であり、中間検査の対象工事に該当していたが、検査を実施していなかった。 中間検査は、品質の確保や向上に必要な助言を行い工事の良好な完成を図ることを目的としており、その目的や検査の重要性を十分理解し、基準に則して検査を実施されたい。 （瑞穂土木事務所）	本件は、名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱並びに中間検査実施基準において定められている中間検査の実施について、工事の監督員が十分に理解していなかったことが原因です。 このため、指摘事項について令和3年8月26日の整備係長会にて周知しました。また、その資料を基に、各土木事務所の会議などで関係する職員に周知しました。 今後は、中間検査の重要性について、工事の監督員が十分に理解し、工事の品質の確保や向上ができるよう、継続して研修等を実施してまいります。（瑞穂土木事務所、道路建設課） 令和3年9月21日に技術指導課から緑政土木局職員へ監査報告書をメール送付し周知しました。また、令和3年10月1日には、技術指導課が発行する局内向けデジタル情報誌に指摘事項を掲載と共に、緑政土木局職員にメールでも配信し注意喚起しました。 （技術指導課）

令和 3 年監査報告第 3 号関係分（令和 3 年 9 月 9 日報告）

スポーツ市民局（工事）

（令和 4 年 2 月 28 日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1	保安規程の改定について（維持管理業務） 電気事業法（昭和39年法律第 170 号）では、自家用電気工作物の設置者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を目的として、保安体制と具体的保安業務の基本事項を記載した保安規程を定め、主務大臣に届け出なければならないと定めている。また、本市の副市長以下代決規程では、保安規程の制定改廃に関することについては、監（監が置かれていない場合は局長）に代決権限があると定めている。 「中文化センター自家用電気工作物保安管理業務委託」では、保安規程に基づき電気工作物の保安管理を行っていた。保安規程が令和 3 年 5 月に改定されていたためその手続きについて確認したところ、改定に係る決裁をとっていなかった。また、保安規程の「保安に関する組織図」を確認したところ、令和 2 年度に組織改正が行われたにもかかわらず更新されていなかった。 電気工作物の保安管理業務の根幹となる保安規程の重要性を改めて認識し、その制定改廃に際しては代決規程に基づき適正に決裁をとられたい。また、保安規程については必要な変更を行い監督官庁に届け出されたい。 （中文化センター）	本件は、改定に係る決裁を失念し、「保安に関する組織図」（以下、「組織図」という。）の必要な改正を見落としたものです。 今回の指摘を受け、決裁をとっていなかった保安規程の改正につきましては、令和 3 年 7 月 19 日に代決権限者である局長の決裁をとりました。 また、組織図につきましては、令和 3 年 8 月 30 日に改正の局長決裁をとって、監督官庁に届け出しました。 今後は、担当者変更の際の事務引継ぎを確実にを行い、再発防止に努めてまいります。 （中文化センター）

令和 3年監査報告第 2号関係分（令和 3年 5月17日報告）

健康福祉局（公益社団法人名古屋市シルバー人材センター（財政援助団体）関係分）

（令和 4年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
(1)	補助金の精算事務について（その他事務） 高齢福祉課においては、事業実績の確認は、公金支出が適正かどうかを判断する重要な手続きであることから、適正に確認を実施した上で補助金の精算を行うとともに、シルバー人材センターに対し、事業実施報告を適正に行うよう指導されたい。また、過払いとなっている補助金については返還を求められたい。（高齢福祉課）	本件は、補助対象外となる事業に従事する職員を除いていないことに気付かず、補助対象外の職員を加えたまま積算したことが原因であったことから、シルバー人材センターに対し、令和 3年 2月に事業実施報告を適切に行うよう直接指導を行いました。 令和 3年 3月 4日にシルバー人材センターより事業実施報告書の誤りについて修正したものの提出を受け、経費の算出方法を確認し適正であることを確認し、過払いとなっている補助金の一部返還を求め、令和 3年 3月10日に返還を受けたところです。 今後も、補助金の精算にあたっては、事業実施報告書の記載内容を精査し、適正に事業実績の確認を実施してまいります。（高齢福祉課）

令和 4年外部監査公表第 2号

地方自治法第 252条の38第 6項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 4年 6月 8日

名古屋市監査委員	西 川 ひさし
同	山 田 昌 弘
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

令和 3年外部監査報告第 1号関係分（令和 3年 2月 9日報告）

全局室区

（令和 4年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容		
第 7 章 第 9 5(2)	5 名古屋市総合リハビリテーションセンターの管理運営（指定管理者制度） 指定管理料の返還について 「令和元年度総合リハビリテーションセンター指定管理料に係る協議について（令和 2年 2月 4日）」では、「薬品材料費に係る返還額」として、合計60,000,000円の返還を求める協議をしている。金額の内訳は、次のとおりである。 <table><tr><td>薬品材料費に係る返還額</td><td>60,000,000円 （内訳） リウマチ治療薬の購入額減少 53,000,000円 薬価改定による購入額減少 7,000,000円</td></tr></table> 協議資料によれば、「附属病院における薬品材料費について、執行額が見込額を相当程度下回っている状況を踏まえ、継続して未執行となることが見込まれる薬品材料費相当額を今年度の指定管理料より返還していただきたく、管理業務に関する年度協定書第 5条第 1号に基づき、下記のとおり協議」をお願いしている。 また、リウマチ治療薬の購入額の減少は、医薬品を院外処方へ切り替えたことや、医師の処方減によることから生じたものとのことである。 当該院外処方への切り替え計画は、指定管理の年度当初から判明しているはずであり、当初計画時点で、指定管理料を少なく積算することができたと考える。	薬品材料費に係る返還額	60,000,000円 （内訳） リウマチ治療薬の購入額減少 53,000,000円 薬価改定による購入額減少 7,000,000円	本件は、年度当初より判明していたリウマチ治療薬の院外処方化による影響について、年度協定書の締結時に指定管理料を減額するべきということを認識していなかったことが原因です。 今回の指摘を受け、指定管理者と協議の結果、薬品材料費の見込み額のうち、リウマチ治療薬の院外処方化により減少する費用（15,000千円）につきまして、令和 4年度予算（案）に減額計上したところです。 （健康福祉局障害企画課）
薬品材料費に係る返還額	60,000,000円 （内訳） リウマチ治療薬の購入額減少 53,000,000円 薬価改定による購入額減少 7,000,000円			

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置
法に基づく公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13
年法律第65号）第12条第 1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の
処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、
同法第13条第 1項後段の規定により公告する。

令和 4年 6月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 講ずべき措置の内容

名古屋市中川区下之一色町字南ノ切新川堤防新22番において残置された次
の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビ
フェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ 塩化ビフェ ニル廃棄物 の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等					
	定格 容量	製造者	形式等	製造年月	台数	総重量
コンデンサ	30 kVA	株式会社 指月電機	THK形	昭和41年 6月	1台	36kg

2 措置の期限

令和 4年 7月 1日

3 市長による措置

保管事業者が 1の措置を 2の期限までに講じないときは、市長が当該措置
を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する。

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置
法に基づく公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13
年法律第65号）第12条第 1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の
処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、
同法第13条第 1項後段の規定により公告する。

令和 4年 6月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 講ずべき措置の内容

名古屋市中川区月島町 8番 1号において残置されていた次の高濃度ポリ塩
化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物
を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ 塩化ビフェ ニル廃棄物 の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等					
	定格 容量	製造者	形式等	製造年月	台数	総重量
コンデンサ	30 kVA	松下電器産業 株式会社	AF形	昭和42年 8月	1台	31kg
金属容器	—	—	—	—	1基	45kg
各種汚染物	—	—	—	—	1式	—

2 措置の期限

令和 4年 7月 1日

3 市長による措置

保管事業者が 1の措置を 2の期限までに講じないときは、市長が当該措置
を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する。

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置
法に基づく公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13
年法律第65号）第12条第 1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の
処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、
同法第13条第 1項後段の規定により公告する。

令和 4年 6月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 講ずべき措置の内容

名古屋市中川区八剣町四丁目10番地において残置された次の高濃度ポリ塩
化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物
を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ 塩化ビフェ ニル廃棄物 の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等					
	定格 容量	製造者	形式等	製造年月	台数	総重量
コンデンサ	30 kVA	東京芝浦電気 株式会社	SRTR-A6FR	昭和46年 6月	1台	27kg

2 措置の期限

令和 4年 7月 1日

3 市長による措置

保管事業者が 1の措置を 2の期限までに講じないときは、市長が当該措置
を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する。

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置
法に基づく公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13
年法律第65号）第12条第 1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の
処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、
同法第13条第 1項後段の規定により公告する。

令和 4年 6月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 講ずべき措置の内容

名古屋市中区新栄一丁目25番 5号において残置された次の高濃度ポリ塩化
ビフェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を
自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ 塩化ビフェ ニル廃棄物 の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等					
	定格 容量	製造者	形式等	製造年月	台数	総重量
コンデンサ	20 kVA	松下電器産業 株式会社	AF形	昭和45年 5月	1台	25kg

2 措置の期限

令和 4年 7月 1日

3 市長による措置

保管事業者が 1の措置を 2の期限までに講じないときは、市長が当該措置
を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する。

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置
法に基づく公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13
年法律第65号）第12条第 1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の
処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、
同法第13条第 1項後段の規定により公告する。

令和 4年 6月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 講ずべき措置の内容

名古屋市西区菊井一丁目 103番地、 104番地において残置された次の高濃
度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニ
ル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ 塩化ビフェ ニル廃棄物 の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等					
	定格 容量	製造者	形式等	製造年月	台数	総重量
コンデンサ	20 kVA	株式会社 指月電機	LV-1形	昭和46年 7月	1台	21kg

2 措置の期限

令和 4年 7月 1日

3 市長による措置

保管事業者が 1の措置を 2の期限までに講じないときは、市長が当該措置
を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する。

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置
法に基づく公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第12条第1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、同法第13条第1項後段の規定により公告する。

令和 4年 6月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 講ずべき措置の内容

名古屋市港区名四町90番地において残置された次の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等					
	定格容量	製造者	形式等	製造年月	台数	総重量
コンデンサ	30 kVA	三菱電機 株式会社	KL-3形	昭和46年 9月	1台	25kg
コンデンサ	75 kVA	三菱電機 株式会社	KL-3形	昭和46年 6月	1台	38kg
コンデンサ	30 kVA	二井蓄電器 株式会社	PFCD -66030	昭和39年 7月	1台	26kg
コンデンサ	75 kVA	東京芝浦電気 株式会社	SRTR-A6FR	昭和45年 6月	1台	58kg
コンデンサ	10 kVA	松下電器産業 株式会社	AF形	昭和45年 1月	1台	20kg
コンデンサ	15 kVA	三菱電機 株式会社	KL-2形	昭和46年 5月	1台	16kg

コンデンサ	50 kVA	不明	不明	不明	1台	不明
-------	-----------	----	----	----	----	----

2 措置の期限

令和 4年 7月 1日

3 市長による措置

保管事業者が 1の措置を 2の期限までに講じないときは、市長が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する。

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置
法に基づく公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13
年法律第65号）第12条第 1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の
処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、
同法第13条第 1項後段の規定により公告する。

令和 4年 6月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 講ずべき措置の内容

名古屋市名東区香流一丁目1201番地において残置された次の高濃度ポリ塩
化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物
を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ 塩化ビフェ ニル廃棄物 の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等					
	定格 容量	製造者	形式等	製造年月	台数	総重量
コンデンサ	30 kVA	マルコン電子 株式会社	NHD -M66030FR	昭和47年 4月	1台	26kg

2 措置の期限

令和 4年 7月 1日

3 市長による措置

保管事業者が 1の措置を 2の期限までに講じないときは、市長が当該措置
を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する。

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年6月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキー社店

名古屋市名東区高社二丁目129番地 ほか5筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市名東区高社二丁目129番地 外5筆	名古屋市名東区高社二丁目129番地 ほか5筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
棚ギガス	代表取締役 兼子 義之	名古屋市名東区高社二丁目130番地	変更なし	代表取締役 河瀬 正樹	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所

株ギガス	代表取締役 兼子 義之	名古屋市名 東区高社二 丁目 130番 地	変更なし	代表取締役 河瀬 正樹	変更なし
------	----------------	--------------------------------	------	----------------	------

3 変更の日

令和 4年 3月 1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 5月10日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 6月 8日から同年10月11日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年10月11日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年6月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新守山店

名古屋市守山区新守山 801番 ほか 7筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市守山区新守山 801番 外 7筆	名古屋市守山区新守山 801番 ほか 7筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住所
棚ギガス	代表取締役 兼子 義之	名古屋市名 東区高社二 丁目 130番 地	変更なし	代表取締役 河瀬 正樹	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住所

株ギガス	代表取締役 兼子 義之	名古屋市名 東区高社二 丁目 130番 地	変更なし	代表取締役 河瀬 正樹	変更なし
------	----------------	--------------------------------	------	----------------	------

3 変更の日

令和 4年 3月 1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 5月10日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 6月 8日から同年10月11日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年10月11日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年6月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ中川富田店

名古屋市中川区富田町大字榎津字布部田 440番地 3 ほか41筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中川区富田町大字榎津字布部田 440番地 3 外41筆	名古屋市中川区富田町大字榎津字布部田 440番地 3 ほか41筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
棚ギガス	代表取締役 兼子 義之	名古屋市名東区高社二丁目 130番地	変更なし	代表取締役 河瀬 正樹	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所

株ギガス	代表取締役 兼子 義之	名古屋市名 東区高社二 丁目 130番 地	変更なし	代表取締役 河瀬 正樹	変更なし
------	----------------	--------------------------------	------	----------------	------

3 変更の日

令和 4年 3月 1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 5月10日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 6月 8日から同年10月11日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年10月11日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年6月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ名古屋みなと店
名古屋市港区新川町3丁目1番

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所
㈱ギガス	代表取締役 兼子 義之	名古屋市名 東区高社二 丁目130番 地	変更なし	代表取締役 河瀬 正樹	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所
㈱ギガス	代表取締役 兼子 義之	名古屋市名 東区高社二 丁目130番 地	変更なし	代表取締役 河瀬 正樹	変更なし

3 変更の日

令和 4年 3月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 5月10日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 6月 8日から同年10月11日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年10月11日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 6月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ名西店

名古屋市西区堀越 2丁目 101番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
㈱ギガス	代表取締役 兼子 義之	名古屋市名 東区高社二 丁目 130番 地	変更なし	代表取締役 河瀬 正樹	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
㈱ギガス	代表取締役 兼子 義之	名古屋市名 東区高社二 丁目 130番 地	変更なし	代表取締役 河瀬 正樹	変更なし

3 変更の日

令和 4年 3月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 5月10日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 6月 8日から同年10月11日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年10月11日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年6月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド名古屋港店

名古屋市港区茶屋新田土地区画整理地内68街区

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所
(株)ヤマダ電機	代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町1番1号	(株)ヤマダホールディングス	変更なし	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	
1	(株)ヤマダ電機	代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町1番1号	—	—	—	令和 2年 9月 30日
2	—	—	—	(株)ヤマダデンキ	代表取締役 小林 辰夫	群馬県高崎市栄町1番1号	令和 2年 10月 1日

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 2年10月 1日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、名称変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、退店のため
- (3) No. 2の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 4年 5月24日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 6月 8日から同年10月11日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年10月11日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年6月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール名古屋南

名古屋市南区豊田五丁目1209番 5 ほか 3筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
㈱ギガス	代表取締役 兼子 義之	名古屋市名 東区高社二 丁目 130番 地	変更なし	代表取締役 河瀬 正樹	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
㈱ギガス	代表取締役 兼子 義之	名古屋市名 東区高社二 丁目 130番 地	変更なし	代表取締役 河瀬 正樹	変更なし

3 変更の日

令和 4年 3月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 5月10日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 6月 8日から同年10月11日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年10月11日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課